

# 環境影響評価事後調査報告書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成 25 年滋賀県条例第 41 号）付則第 5 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第 2 条の規定による改正前の第 32 条第 2 項の規定に基づき、クリーンセンター滋賀設置事業に係る環境影響評価事後調査報告書を作成し、滋賀県知事および甲賀市長に送付しましたので、同条例第 2 条の規定による改正前の第 32 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価事後調査報告書を縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 18 日

1 公告する事業者

公益財団法人滋賀県環境事業公社

2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

公益財団法人滋賀県環境事業公社 理事長 三日月 大造  
甲賀市甲賀町神 645

3 対象事業の名称等

- (1) 名称 クリーンセンター滋賀設置事業
- (2) 種類 産業廃棄物管理型最終処分場
- (3) 規模 事業区域 23.64 ヘクタール

4 対象事業を実施した区域

甲賀市甲賀町神

5 事後調査の実施期間

令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月まで

6 環境影響評価事後調査報告書の縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目 1 番 1 号）  
滋賀県甲賀環境事務所（甲賀市水口町水口 6200）  
甲賀市市民環境部生活環境課（甲賀市水口町水口 6053）  
甲賀市甲賀地域市民センター（甲賀市甲賀町相模 173-1）  
甲賀市土山地域市民センター（甲賀市土山町北土山 1715）  
公益財団法人滋賀県環境事業公社（甲賀市甲賀町神 645）

7 環境影響評価事後調査報告書の縦覧の期間および時間

令和 7 年 2 月 18 日から令和 7 年 3 月 17 日までの各縦覧場所における執務時間内

8 この公告で示した事項に係る問合せ先

公益財団法人滋賀県環境事業公社 クリーンセンター滋賀  
電話 0748-88-9191 担当 廣瀬